

3 業種の振興指針の概要

1 飲食店営業（めん類）の振興指針の概要

第1 営業者の振興の目標に関する事項

1 めん類飲食店営業を取り巻く環境

- ・ 景気低迷等による需要減
- ・ 他業種との競争（コンビニ、低価格の弁当屋）
- ・ 同業種内の競争（讃岐うどん等専門店、郊外の大手チェーン店）
- ・ 消費者の情報開示等の要望
- ・ 高齢化、後継者問題

2 今後5年間（平成21年度末まで）における営業の振興の目標

- ① 衛生水準の維持向上（食中毒）
- ② 安全で信頼できる商品の提供（消費者への情報提供）
- ③ 高品質のそばの提供
- ④ 消費者ニーズにあった付加価値増等による経営改善（新メニューの開発や宣伝活動）

第2 めん類飲食店営業の振興の目標を達成するために必要な事項

1 営業者が取り組むべき事項

(1) 衛生水準の向上に関する事項

- ・ 日常の衛生管理、従業員の健康管理（衛生管理状況の自主点検）
- ・ 衛生面における施設・設備の保持改善

(2) 経営課題への対処に関する事項

- ・ 経営方針の明確化・独自性の発揮（食材や技術にこだわりを持った伝統的な専門店も見直しの努力）
- ・ サービスの見直し及びメニューの開発（そば粉の混合割合を高める等）
- ・ 施設・設備の改善（定期的な改装、店の特色、バリアフリー、自家製麺設備の整備、禁煙等）
- ・ IT（情報通信技術）を活用した新規顧客の獲得や顧客の確保
- ・ 表示の適正化と苦情の適切な処理（標準営業約款）
- ・ 人材育成・自己啓発の推進（技術及び技能の向上、適正な労働条件の確保）
- ・ 経営診断の活用

2 営業者に対する支援に関する事項

(1) 組合及び連合会による営業者の支援

- ・衛生に関する知識及び意識の向上（研修会、講習会等）
 - ・施設・設備の改善
 - ・消費者の利益の増進及び商品の提供方法（接客マニュアル、啓発講座、苦情処理、賠償責任保険の加入促進等）
 - ・経営管理の近代化及び合理化（先駆的な経営事例等情報提供等）
 - ・営業者及び従業者の技能の改善向上（研修会、講習会、技能コンテスト等）
 - ・事業の共同化及び協業化
 - ・取引関係の改善（製粉業業界との連携の強化等）
 - ・従業者の福祉の充実（労働条件整備、健康管理の支援、共済制度整備）
 - ・事業の継承及び後継者支援
- (2) 行政施策及び政策金融による営業者の支援
- ・都道府県指導センター（苦情伝達、保健所と連携した組合加入促進）
 - ・全国指導センター（情報提供、苦情マニュアル作成、標準営業約款促進）
 - ・国、都道府県（法令の施行、指導、情報提供）
 - ・国民生活金融公庫（政策融資）

第3 営業の振興に関し配慮すべき事項

- 1 環境の保全及びリサイクル対策の推進（食品リサイクル）
- 2 少子高齢社会への対応（バリアフリー、高齢者メニュー・出前、そばの花観察運動等）
- 3 地域との共生（町づくり、異業種連携、地域の防犯・防火パトロール）

II 旅館業の振興指針の概要

第1 営業者の振興の目標に関する事項

1 旅館業を取り巻く環境

- ・旅行形態の変化（団体旅行から個人旅行等へ移行、温泉ブーム、エコツアーリズム等）
- ・利用者層の二極化（低価格型・高級志向型）
- ・施設・設備の老朽化、サービス内容の陳腐化、経営改善の遅れ等
- ・人権擁護問題（障害者等の宿泊拒否、補助犬等）

2 今後5年間（平成21年度末まで）における営業の振興の目標

- ① 衛生水準の維持向上（建築物衛生）
- ② 利用者ニーズにあった付加価値増等による経営改善（事業再生）
- ③ 人に優しい地域の宿づくり（高齢者等に配慮した施設・設備の改善等）

第2 旅館業の振興の目標を達成するために必要な事項

1 営業者が取り組むべき事項

(1) 衛生水準等の向上に関する事項

- ・日常の衛生管理
- ・従業員の健康管理、衛生教育の徹底、危機管理体制の整備
- ・防火安全対策

(2) 経営課題への対処に関する事項

- ・経営方針の明確化・独自性の発揮（地域に定着している店も見直しの努力）
- ・サービスの見直し及びメニューの開発（外客誘致、エコツアー等）
- ・施設・設備の改善（バリアフリー等）
- ・IT（情報通信技術）を活用した新規顧客の獲得や顧客の確保
- ・表示の適正化と苦情の適切な処理（温泉の成分表示等）
- ・従業員の資質の向上（技術向上、適正な労働条件の確保）
- ・経営診断の活用
- ・シルバースター登録制度の推進

2 営業者に対する支援に関する事項

(1) 組合及び連合会による営業者の支援

- ・衛生に関する知識及び意識の向上（研修会、講習会等）
- ・施設・設備の改善（高齢者が安心して利用できる施設・設備、禁煙等）
- ・利用者の利益の増進及び役務の提供方法（接客マニュアル、苦情処理、啓発講座、シルバースター登録制度の普及、人に優しい地域の宿づくり

賞の推進等)

- ・ 経営管理の近代化及び合理化（先駆的な経営事例等情報活動、経営オペレーター養成）
- ・ 営業者及び従業者の技能の改善向上（研修会、講習会、技能コンテスト技能評価制度の検討等）
- ・ 事業の共同化及び協業化
- ・ 取引関係の改善
- ・ 従業者の福祉の充実（労働条件整備、健康管理の支援、共済制度整備）
- ・ 事業の継承及び後継者支援

(2) 行政施策及び政策金融による営業者の支援

- ・ 都道府県指導センター（苦情伝達、保健所と連携した組合加入促進）
- ・ 全国指導センター（情報提供、苦情マニュアル作成）
- ・ 国、都道府県（法令の施行、指導、情報提供）
- ・ 国民生活金融公庫（政策融資）

第3 営業の振興に関し配慮すべき事項

- 1 環境の保全及びリサイクル対策の推進（食品リサイクル）
- 2 高齢社会への対応（バリアフリー、高齢者メニュー、障害者向けの備品整備、入浴方法の指導や健康管理のための専門医師との連携、デイサービス事業等）
- 3 地域との共生（町づくり、異業種連携、トラディショナル・ジャパン運動、温泉地域再生）

Ⅲ 浴場業の振興指針の概要

第1 営業者の振興の目標に関する事項

1 浴場業を取り巻く環境

- ・ 自家風呂の普及による利用者数の減少
- ・ 同業種内の競争（ヘルスセンター、健康ランド、スーパー銭湯、第三セクター）
- ・ 施設・設備の老朽化等による経営環境の悪化
- ・ 後継者難による転廃業

2 今後5年間（平成21年度末まで）における営業の振興の目標

- ① 衛生水準の維持向上（建築物衛生）
- ② 利用者ニーズにあった付加価値増等による経営改善
- ③ 住民の福祉の向上（地域住民の健康増進、住民相互の促進等）
- ④ 積極的な情報提供

第2 浴場業の振興の目標を達成するために必要な事項

1 営業者が取り組むべき事項

(1) 衛生水準の向上等に関する事項

- ・ 日常の衛生管理（自主管理手引書及び点検表の作成、衛生管理責任者）
- ・ 従業者の健康管理、衛生教育の徹底、危機管理体制の整備

(2) 経営課題への対処に関する事項

- ・ 経営方針の明確化・独自性の発揮
- ・ サービスの見直し及びメニューの開発（健康入浴法の効果的な方法等知識向上の自己研さん、生活習慣病患者に対する入浴指導、生活習慣病予防活動のための水中運動の推進、専門家による健康診断等）
- ・ 施設・設備の改善（健康福祉の施設・設備の整備、文化活動の場の整備）
- ・ IT（情報通信技術）を活用した新規顧客の獲得や顧客の確保
- ・ 表示の適正化と苦情の適切な処理
- ・ 人材育成・自己啓発の推進（資質の向上、適正な労働条件の確保）
- ・ 経営診断の活用

2 営業者に対する支援に関する事項

(1) 組合及び連合会による営業者の支援

- ・ 衛生に関する知識及び意識の向上（研修会、講習会等）
- ・ 施設・設備の改善
- ・ 利用者の利益の増進及び役務の提供方法（接客マニュアル、苦情処理、銭湯マップ等）

- ・ 経営管理の近代化及び合理化（先駆的な経営事例等情報提供）
 - ・ 営業者及び従業者の技能の改善向上（銭湯の持つ医学的効用及び健康入浴法に関する研修会、講習会）
 - ・ 事業の共同化及び協業化
 - ・ 取引関係の改善
 - ・ 従業者の福祉の充実（労働条件整備、健康管理の支援、共済制度整備）
 - ・ 事業の継承及び後継者支援
- (2) 行政施策及び政策金融による営業者の支援
- ・ 都道府県指導センター（苦情伝達、保健所と連携した組合加入促進）
 - ・ 全国指導センター（情報提供、苦情マニュアル作成）
 - ・ 国、都道府県（法令の施行、指導、情報提供）
 - ・ 国民生活金融公庫（政策融資）

第3 営業の振興に関し配慮すべき事項

- 1 環境の保全（水質汚濁、大気汚染等）
- 2 少子高齢社会への対応（バリアフリー、デイセンター事業、子育て支援等）
- 3 地域との共生（文化活動の場としての町づくり、異業種連携、地域指導者の育成）